

バナー有料広告掲載募集要項

「東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱」（以下「要綱」という。）の規定に基づき、町ホームページへの掲載広告（以下「バナー広告」という。）を次のとおり募集します。

1 広告の範囲及び規格等

1) 範囲

町ホームページに広告を掲載することができる者（業種）、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条及び東員町広告掲載基準の規定によるものとします。

2) 規格

ア、大きさ : 縦50ピクセル×横170ピクセル

イ、形式 : GIF（アニメ・透過GIF不可）・JPEG又はPNG

ウ、データ容量 : 4KB以下

3) 広告の掲載ページ、位置及び枠数

ア、掲載ページ : 町ホームページのトップ画面

イ、位置 : 町が指定する位置

ウ、枠数 : 10枠

掲載広告は、1広告（広告主）について、1枠を限度とします。

2 広告掲載料金及び期間

1) 広告掲載料金 : 1枠につき月額5,000円（消費税含む）とし、掲載期間にかかる料金は一括前納とします。

2) 掲載期間 : 申し込み1件につき1カ月単位（最大1年とする）。

掲載決定月の初日から末日まで掲載します。

※広告掲載期間中、町の責めに帰すべき事由により町ホームページを停止したときは、停止した日数（1日未満は切り捨てる）に応じて、広告掲載期間を延長します。

3 広告の申し込み等

1) 広告の申し込みは、東員町有料広告掲載申込書で行ってください。掲載開始日の3カ月前から受け付けます。

2) 掲載月を指定する場合は、掲載開始希望月の2カ月前の末日までに申し込んでください。

3) 申し込まれた広告案の内容を審査し「東員町有料広告掲載決定通知書」により、掲載の可否を申込者に通知します。

4 広告主の責務

1) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負います。

2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び法令等に違反していないことを町に対して保証するものとします。

3) 第三者から、広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

5 広告料の支払い

広告掲載の決定を受けた広告主は、納付期限までに広告料の納付を行ってください。

6 広告の掲載基準

次に該当する広告は掲載しません。

- ・町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ・公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ・法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- ・その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

※細部については、東員町広告掲載基準によるものとする。

※広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

7 注意事項

1) 広告作成及び東員町有料広告掲載申込書に必要な書類等にかかる経費は広告主が負います。

2) その他この要項に定めるもののほか、必要事項は別に定めます。

8 申し込み・問い合わせ

三重県員弁郡東員町大字山田 1 6 0 0 番地

東員町役場政策課 Tel0594-86-2862

Email kouhou@town.toin.lg.jp

ホームページ <http://www.town.toin.lg.jp/>